

**改正**

平成18年12月21日条例第71号

平成23年3月22日条例第25号

新潟市矢代田駅前駐車場条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、新潟市矢代田駅前駐車場（以下「駐車場」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
矢代田駅前第1駐車場	新潟市秋葉区矢代田1914番地5
矢代田駅前第2駐車場	新潟市秋葉区矢代田1922番地30

(利用者の範囲)

**第3条** 駐車場を利用することができる者は、市内に居住し、勤務し、又は通学する者で、通勤又は通学のため矢代田駅を利用するものとする。

(自動車の制限)

**第4条** 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する自動車（二輪自動車を除く。）のうち、普通自動車、小型自動車及び軽自動車とする。

(利用の許可)

**第5条** 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用期間の制限)

**第6条** 駐車場の利用の許可の期間は、1月以上1年以下とする。

2 前項の許可は、更新を妨げない。ただし、最初の許可の期間の初日から継続して3年を越えて許可を受けることはできない。

(使用料の納付)

**第7条** 駐車場の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表に定める使用料の額に利用する期間の月数を乗じて得た額を市長の指定する日までに納付しなければならない。

（利用の中止の届出）

**第8条** 利用者は、許可の期間が満了する前に駐車場の利用を中止しようとするときは、その旨を市長に届出なければならない。

（使用料の還付）

**第9条** 市長は、前条の規定による届出があった場合又は第14条の規定により駐車場の供用を休止した場合は、使用料を還付することができる。

（行為の禁止）

**第10条** 駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）他の自動車の駐車を妨げること。
- （2）施設、設備又は他の自動車を汚損すること。
- （3）利用の権利を他に貸与し、又は譲渡すること。
- （4）その他管理上特に支障があると認められる行為

（駐車の拒否）

**第11条** 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは駐車をさせない。

- （1）発火性又は引火性のある物品を積載しているとき。
- （2）その他管理上特に支障があると認められるとき。

（損害の責任）

**第12条** 市長は、駐車場において自動車相互の接触若しくは衝突によって生じた損害又は天災その他の不可抗力による損害については、その責めを負わない。

（損害賠償）

**第13条** 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

（供用の休止）

**第14条** 市長は、管理上必要があると認めるときは駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

（不法駐車等の措置）

**第15条** 市長は、この条例の規定に違反する者に対し、是正するよう命令することができる。

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

**附 則** (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成23年条例第25号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

**別表** (第7条関係)

使用料の額 (月額)	
一区画	4,000円

備考 月の途中から利用する場合の利用開始日の属する月分の使用料の額は、日割計算によって得た額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。